

経営内容

リスク管理体制

金融の自由化に伴う規制緩和と金融技術・システムの発達等により金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、金融機関の収益機会が拡大する一方でそれに伴うリスクも多様化、複雑化してきております。

当組合は経営理念である「健全にして堅実な経営」を目指す為、理事長及び理事会等の指示の下、組合の内外のリスクを適切に管理することの重要性を認識し、「リスク管理基本規程」以下その管理態勢にかかる規程・要領等を制定するとともに組織体制の整備に努め、リスクを適切に管理し、金融機関としての業務の健全性と適切性の維持向上に努めております。

リスク管理を適切に行うには法令等遵守を前提として経済的損失等が発生するリスクを事前に認識・評価しその予防策を講ずる一連のプロセスを有効に機能させる必要がありますが、リスク管理の対象とするリスク・カテゴリーは統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクとし、その内容は、それぞれのリスク管理規程等に定めております。

それらの規程に基づき各リスクの所轄部署、ALM委員会の月次開催ほか、リスクの把握管理状況について年2回リスク管理委員会宛報告し、現状におけるリスク認識と課題、対応策についての議論を踏まえ理事会等への報告を行っております。

法令遵守(コンプライアンス)体制

「コンプライアンス」とは、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範を全うすることをいいます。

金融機関の業務は一段と多様化・高度化しており、経営上のリスクも急速に増加しています。現在、金融機関には、自己責任原則に基づく経営と、法令等を遵守し、業務運営の透明性をより高めながら、社会的責任と公共的使命を果たしていくことが強く求められています。

こうした環境の下、当組合では「コンプライアンス」を経営の重要課題と位置付け、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。この委員会ではコンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、コンプライアンス推進の指針として「コンプライアンス・プログラム」や「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、組合内LANシステムにより役職員がいつでも閲覧・確認できる体制としております。

また、各部室店にはコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス浸透強化のための研修会を毎月行っております。

個人情報保護

当組合は、お客様の個人情報につきましては、関係諸法令等を遵守しつつ、その取扱う個人情報の適切な保護と利用を図るとともに、お客様からの信頼を得ることができるよう努めております。

個人情報の管理規定として「個人情報保護規程」を定め、個人情報の適切な保護と利用に関する考え方及び方針に関する「個人情報保護宣言」を公表しております。

また、「個人データの安全管理に係る実施要領」等関連規程の制定等を行い、お客様情報の保護・安全管理態勢の整備を図っております。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合ホームページに掲載しております。

利益相反管理方針

当組合ホームページに掲載しております。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

当組合ホームページに掲載しております。

女性活躍推進法に基づく行動計画

当組合ホームページに掲載しております。

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当組合ホームページに掲載しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当組合ホームページに掲載しております。

リスク管理体制 一定性的事項

定性的事項

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

(注)エクスポージャーとは、リスクに晒されている資産のことを指しております。具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

自己資本調達手段の概要

発行主体	北央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,012百万円

(注)当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等より構成されております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことによって自己資本を充実させてまいりました。令和2年度末における自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回っており、経営の健全性及び安全性を十分に保っているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに策定する収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な経営施策として考えております。

信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、貸出先の業況により条件どおりの返済が出来なくなったり、資産の価値が減少もしくは消滅することにより被るリスクを指します。当組合は、健全なる事業者及び勤労者を融資対象者とし、小口・中口を中心に、常に多面的視野からリスク分散を図ることを基本原則に取組んでおります。

信用リスク管理の要であります貸出審査にあたっては、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に基づいた審査を行うとともに、案件によって常務会あるいは理事会に諮るなど、厳正かつ適切なリスク管理を行っております。さらに、資産の自己査定結果を踏まえ、「償却・引当金の計上基準」に基づく適切な償却・引当を行い健全性の確保を図っております。

信用リスク・アセット額の算定におきましては、リスクをより正確に反映させる計測手法として標準的手法を採用し、さらに信用集中リスク管理として大口与信集中と特定業種への集中度、大口与信先に対する債権の非保全額の状況の把握に努めております。

■貸倒引当金の計算基準

一般貸倒引当金については、自己査定結果に基づく正常先及び要注意先債権について、債務者区分ごとに過去の毀損額に基づき、貸倒損失率を算定し、これに将来発生が見込まれる損失による修正を加えて予想損失率を求め、各々の債務者区分の債権額と予想損失率により算出した額を貸倒引当金として計上しております。

また、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権については、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

(注)当組合においては、格付機関の付与する格付は用いておりませんが、我が国の政府関係機関・同地方三公社・同金融機関向け等エクスポージャーについては、我が国のカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトを用いております。

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、返済期間、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きに関しては、組合が定める「事務取扱規程（融資編）」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関しては、お客様が期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方法の一つとして、組合が定める「事務取扱規程（融資編）」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合の預金積金、国債などの有価証券等、保証として国、政府関係機関、地方公共団体等、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」が該当します。

リスク管理体制 ー 一定性的事項 ー

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当組合では事務リスクとシステムリスクに大別して管理しております。

当組合では「事務リスク管理方針」及び「システムリスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、半期ごとのモニタリング報告により定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理規程」に基づき、本部・営業店が一体となり、事務規定・要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての自店検査のほか監査室監査などに取組み、事務品質の向上に努めております。

また、システムリスクについては「システムリスク管理規程」に基づき、オンラインシステム及びパソコンネットワークにおける管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査の実施、外部委託システムについては監査法人によるシステム監査結果の開示を受けるなど、安定した業務遂行ができるよう多様化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重視した管理態勢の整備に努めております。

なお、現状の事務リスク、システムリスクに関するリスク管理の状況については半期ごとにリスク管理委員会で検証し、常務会、理事会報告を行っております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、『基礎的手法』を採用しております。

(注) 基礎的手法とは、金融庁告示第22条に定めるオペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つです。この場合リスク・アセットは、粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8%で算出します。

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

市場のリスク要因の変動により資産価格が変動する上場株式、上場投資信託等にかかるリスクの認識については、「余資運用規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、定期的な時価評価及びストレステスト等によるリスク計測によって把握し、定期的に常務会及びリスク管理委員会へ報告を行っており、リスク管理委員会では、市場リスクのモニタリング結果を半期ごとに取りまとめ理事会へ報告を行っております。

また、「余資運用規程」において、ロスカットルールを定め、時価額が基準以上に下落した場合には、損切りを行う等、損失の拡大を防止する対応を行っております。

系統中央機関等への出資金、政策的に保有する非上場株式については、定期的にその発行体の財務分析を行う等、適正な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の区分取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

当組合の顧問契約先

(令和3年6月30日現在)

●顧問弁護士	米屋・林法律事務所	弁護士	米屋 佳史
●顧問弁護士	佐藤・小川法律事務所	弁護士	佐藤 敦
●顧問税理士	税理士法人むらさみ総合事務所	代表社員税理士	玉木 祥夫
●会計監査人	有限責任監査法人トーマツ		
●顧問中小企業診断士		中小企業診断士	関 智英

リスク管理体制 一定性的事項

金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける銀行勘定（保有有価証券を含みます）の現在価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では総合企画部がVaR（バリュー・アット・リスク）によって金利リスク量を月次で計測・評価し、常勤役員で構成されるALM委員会に報告し、適宜対応を講じる体制としております。

また、平成31年3月末を初回基準日とした、金融庁告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEの計測を開始し、さらに令和2年3月末を初回基準日とした Δ NIIの計測を開始しました。これらについては、四半期毎（3,6,9,12月の月末基準）で実施しております。

（注） Δ EVEとは、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの、 Δ NIIとは金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

■金利リスクの算定手法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE並びに Δ NII及び信用組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。
- 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金（流動性預金）のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小となる③に相当する額を、満期の平均を2.5年と仮定して、金利リスク量を算定しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金利リスクの算定において考慮しておりません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
当組合において本邦通貨（円）以外の金融資産・金融負債はありません。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVE並びに Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当事項はありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当組合では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。

○信用組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE並びに Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
当組合では、主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を月次で算定しています。VaRの算出にあたっては、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味
VaRの計測は信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム等を用いておりますが、前提を、観測期間1年、将来保有期間60日、信頼区間99%としております。また、自己資本額を基準としてリスク・リミットを設定し、金利リスクコントロールを行っております。

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		Δ EVE		Δ NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	2,012	1,671	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	189	260				
3	スティープ化	1,902	1,554						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	2,012	1,671	189	260				
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	7,847		7,978					

リスク管理体制 一定量的事項

定量的事項

- ・自己資本の構成に関する事項…P.11をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項…P.23をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	90,266	3,610	87,556	3,502
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	89,699	3,587	86,988	3,479
(i) ソブリン向け	0	0	0	0
(ii) 金融機関向け	9,004	360	8,402	336
(iii) 法人等向け	23,888	955	21,080	843
(iv) 中小企業等・個人向け	17,294	691	16,223	648
(v) 抵当権付住宅ローン	11,817	472	13,876	555
(vi) 不動産取得等事業向け	16,979	679	16,500	660
(vii) 三月以上延滞等	333	13	126	5
(viii) 出資等	2,725	109	2,745	109
出資等のエクスポージャー	2,725	109	2,745	109
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	777	31	779	31
(xi) その他	6,879	275	7,252	290
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	567	22	567	22
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	5,351	214	5,351	214
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	95,618	3,824	92,908	3,716

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、取立未済手形、信用保証協会等により保証されたエクスポージャー、当組合が保有する有形固定資産、その他の資産、繰延税金資産等、及びリスク・ウェイトの特例が適用されない中小企業・個人向けエクスポージャーが含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャーの額 (期末残高及び期中平均残高)

(単位:百万円)

	期末残高		期中平均残高	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスクに関するエクスポージャー	226,618	242,596	239,363	247,610
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	117,882	147,260	116,187	137,126
債券	35,021	29,553	36,577	33,286
デリバティブ取引	—	—	—	—

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	2,715	3,740	2,393	3,416	200	200	—	—	6	6
農業、林業	386	572	386	571	—	—	—	—	—	—
漁業	21	19	21	19	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	364	511	364	510	—	—	—	—	—	—
建設業	10,807	18,018	10,801	17,994	—	—	—	—	21	19
電気、ガス、熱供給、水道業	4,424	4,123	809	910	3,609	3,208	—	—	—	—
情報通信業	255	501	124	365	100	100	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2,283	3,535	2,271	3,531	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	10,416	14,147	10,410	14,130	—	—	—	—	66	7
金融業、保険業	67,985	65,203	1,827	7,604	2,300	1,900	—	—	—	—
不動産業	48,508	55,678	47,941	55,056	—	—	—	—	143	55
物品賃貸業	198	172	198	172	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,005	1,536	1,004	1,533	—	—	—	—	—	—
宿泊業	894	1,001	892	1,000	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,845	3,462	1,843	3,456	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,936	4,067	2,933	4,062	—	—	—	—	—	19
教育、学習支援業	217	208	217	208	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	1,002	1,250	1,002	1,248	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,702	4,869	3,697	4,859	—	—	—	—	0	16
その他の産業	1,853	1,753	1,852	1,752	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	37,563	31,564	8,695	7,377	28,812	24,145	—	—	—	—
個人	18,102	17,460	18,074	17,438	—	—	—	—	27	17
その他	9,127	9,195	119	39	—	—	—	—	—	—
業種別合計	226,618	242,596	117,882	147,260	35,021	29,553	—	—	263	141
1年以下	51,671	47,051	19,779	17,767	5,558	5,502	—	—	—	—
1年超3年以下	36,821	29,602	7,094	11,325	10,910	9,803	—	—	—	—
3年超5年以下	23,097	26,483	13,486	12,688	7,601	9,392	—	—	—	—
5年超7年以下	18,929	9,991	10,837	8,589	7,291	1,400	—	—	—	—
7年超10年以下	11,307	34,776	10,498	34,268	809	508	—	—	—	—
10年超	64,251	70,904	55,601	62,157	2,850	2,946	—	—	—	—
期間の定めのないもの	20,538	23,787	583	464	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	226,618	242,596	117,882	147,260	35,021	29,553	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には当組合が保有する現金、株式関連投資信託、有形固定資産、その他資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金のうちの一部を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製 造 業	2	5	5	287	—	—	2	5	5	287	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	8	3	3	16	—	—	8	3	3	16	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	9	—	—	—	7	—	2	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
卸売業、小売業	211	253	253	152	1	52	209	200	253	152	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	146	109	109	100	37	—	109	109	109	100	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	4	2	2	25	—	—	4	2	2	25	—	—
飲 食 業	6	—	—	6	5	—	1	—	—	6	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1	0	0	21	—	—	1	0	0	21	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	0	0	—	—	—	—	0	0	—	—	—
その他のサービス	5	2	2	14	—	—	5	2	2	14	—	0
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	139	78	78	39	—	34	139	44	78	39	—	—
合 計	537	457	457	664	51	87	485	370	457	664	—	0

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	64,620	—	84,457
10%	—	8,950	—	6,462
20%	—	45,034	—	42,023
35%	—	33,763	—	39,646
50%	—	279	—	268
75%	—	22,969	—	21,515
100%	—	50,756	—	48,115
150%	—	184	—	24
250%	—	58	—	82
1250%	—	—	—	—
合 計	—	226,618	—	242,596

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		22,011	22,069	23	43	—	—
	(i) ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
	(ii) 金融機関向け	19,720	20,180	—	—	—	—
	(iii) 法人等向け	631	400	—	—	—	—
	(iv) 中小企業等・個人向け	1,469	1,281	8	43	—	—
	(v) 抵当権付住宅ローン	12	16	—	—	—	—
	(vi) 不動産取得等事業向け	160	175	—	—	—	—
	(vii) 三月以上延滞等	—	—	15	—	—	—
	(viii) その他	17	16	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャー、リスク・ウェイトの特例が適用されない中小企業・個人向けエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,859	1,859	2,188	2,188
非 上 場 株 式 等	1,566	—	1,558	—
合 計	3,425	1,859	3,747	2,188

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	19	22
売 却 損	1	0
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	△ 17	223

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし